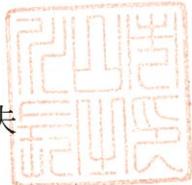


川税制発第 2 号
令和 6 年 5 月 23 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 5 年 11 月 29 日執行の理財部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（税制課）

税制課の市税収入において、歳入を収入する際の調定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

ご指摘のあった市税収入の調定につきまして、川口市会計事務規則に則って、前年度課税の特別徴収 4 月分及び 5 月分並びに前年度以前から継続となる滞納繰越分について、それぞれ令和 6 年 4 月 1 日付で調定を行いました。

今後も同規則に則って、適正に事務を執行して参ります。

